

本資料のご利用にあたって

- 本資料は確定拠出年金運営管理機関としてお客さまへの情報提供のみを目的としたもので、運用の方法に係る「助言」や「推奨」等を行うことはありません。個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入申出や掛金を運用する商品の選択に関しては、すべてお客さま自身でご判断ください。
- 掲載した見解等は本資料作成時における判断であり、予告なしに内容を変更することがありますので、予めご了承ください。
- 本資料に記載いたしました法務上、税務上、および会計上の処理方法等は確約させていたたくものではありません。各処理方法等につきましては、専門家にご確認ください。
- 本資料は確定拠出年金運営管理機関である株式会社三菱UFJ銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更することがありますのでご了承

- ください。投資信託は国内外の株式や公社債等値動きのある資産を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資単位あたりの価値が変動します。したがってお客さまの投資された金額を下回ることもあります。また、投資信託は個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。
- 投資信託は預金ではなく、その基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)の値動きにより変動しますので、受取金額が投資元本を下回る場合があります。
 - 投資信託の運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)・信託財産留保額等の手数料等は商品ごとに異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。
 - 本資料を無断で引用または複写転用等をすることはお控えください。

MUFGの iDeCo

[個人型確定拠出年金]



ガイドブック

当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 0570-017109 / 03-5252-3772 月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)



iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度・手続き等に関するお問い合わせは

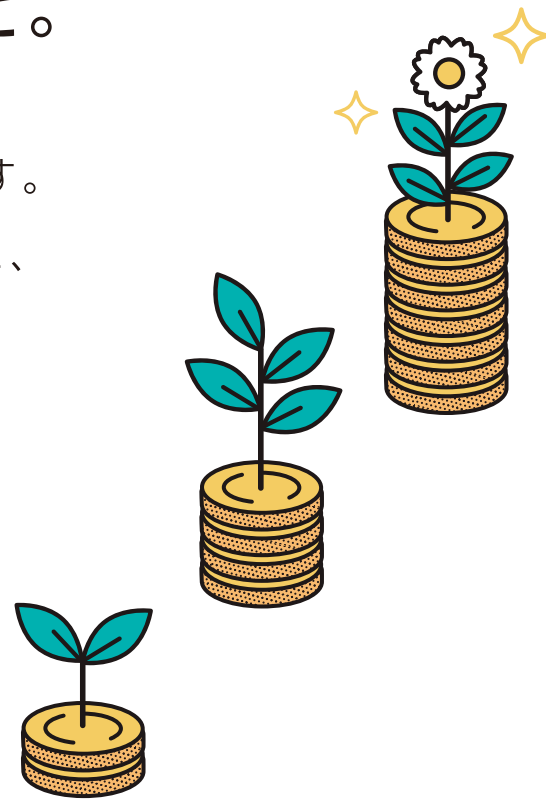
MUFG 個人型コールセンター
0120-138-401
つながらない場合には **03-5302-8252** (通話料はお客さま負担)
受付時間 / 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
日曜日・祝日・12/31～1/3等 ご利用いただけません。

2026年3月5日現在

 **MUFG** 三菱UFJ銀行

「未来」の自分のために、 「今」の自分ができること。

「未来」は、いつか必ずあなたにも訪れます。
心から安心できるセカンドライフのために、
MUFGのiDeCoで、
「今」から準備を始めませんか？



INDEX

iDeCo(個人型確定拠出年金)について知る	P.2	給付金の受け取りについて	P.13
iDeCoのイイコト! 3つの税制メリット	P.3	手数料について	P.15
加入資格と拠出限度額	P.4	留意事項:自動移換について	P.17
MUFG iDeCoの特徴	P.5	諸変更があったときのお手続き	P.18
運用開始までの3STEP	P.6	よくあるご質問(FAQ)	P.19
STEP1 申し込む	P.7	個人情報の利用目的	P.21
STEP2 始める	P.9	重要なお知らせ	P.22
STEP3 運用する	P.11		

iDeCo(イデコ)とは、個人型確定拠出年金の英語表記

「**i**ndividual-type **De**efined **Co**ntribution pension plan」から付けられた愛称です。

iDeCo(個人型確定拠出年金)について知る



🔍 iDeCoを始める前に、iDeCoの仕組みについて確認しておきましょう。

確定拠出年金とは？

- 確定拠出年金は、老後の資産形成を目的とした年金制度です。
- 「DC」や「401k」などとも呼ばれ、個人が自ら加入し掛金を積み立てる「iDeCo(個人型確定拠出年金)」と、勤務先の企業が従業員のために掛金を積み立てる「企業型確定拠出年金(企業型DC)」があります。

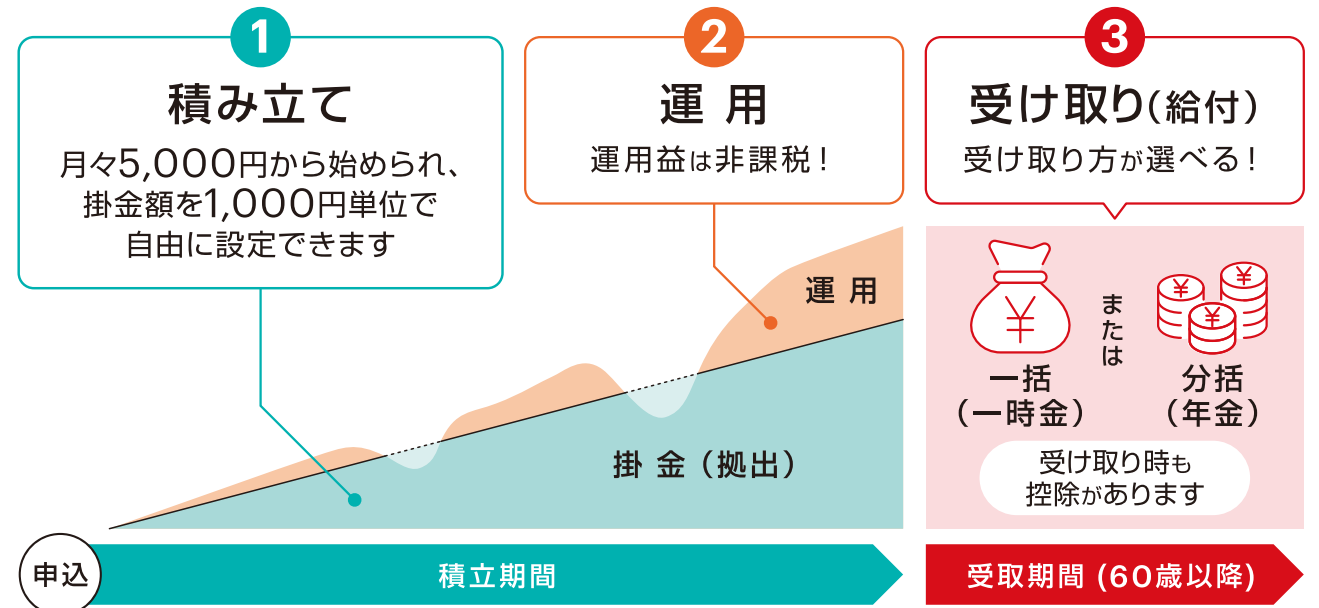
【確定拠出年金の位置付け】



iDeCoとは？

iDeCoは、加入者が掛金を積み立て、自身で選んだ商品で運用していくことで、原則60歳以降に受け取ることができる私的年金制度です。掛金額は月額5,000円から拠出限度額の範囲内で加入者が1,000円単位で自由に設定でき、運用益は非課税になるなどの税制優遇を受けながら老後の資産形成が可能なおトクな制度です。

iDeCoの仕組み (イメージ図)



※選択した商品によっては元本割れのリスクがあります。

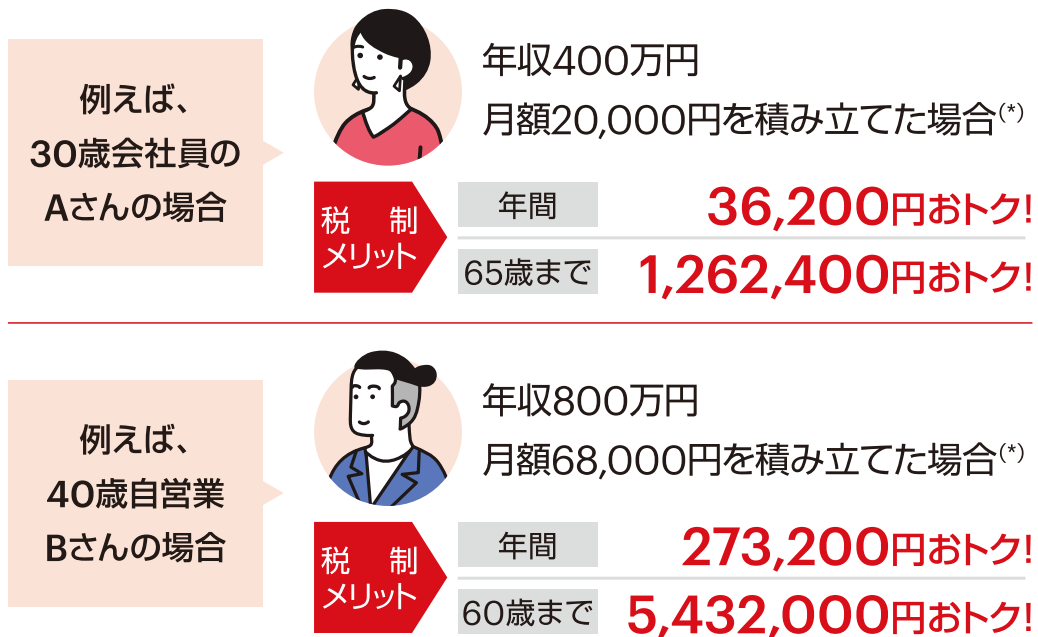
iDeCoのイイコト! 3つの税制メリット



3つのおトクな税制メリットがあるため、
老後資金を効率的に準備することができます。

メリット
1

掛金が全額所得控除。所得税と住民税が軽減



(*) あくまでシミュレーションであり、実際の金額を保証するものではありません。本シミュレーションは2025年12月現在の税制・関係法令に基づき作成しております。今後、法改正等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証するものではありません。運用利回りは2%で計算しています。

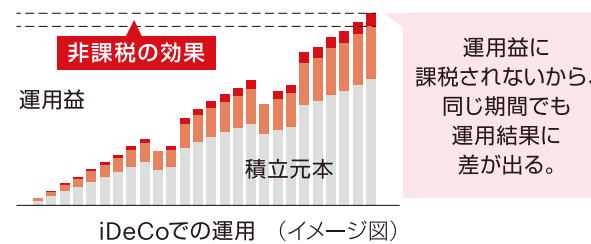
メリット
2

運用益は全額非課税^(*)

利息や運用益にかかる税率

20.315% → 0%

(*) 運用益に対する税率20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が非課税になります。手数料、特別法人税、復興特別所得税等は考慮していません。



メリット
3

受け取るときも税制優遇が適用

年金で受け取る場合

公的年金等控除

一時金で受け取る場合

退職所得控除

年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」が適用され、一定金額までは税金がかかりません。

加入資格と拠出限度額



国民年金の被保険者であれば、原則加入できます。
就労状況により、加入資格や拠出可能な掛金額が異なります。
掛金は月額5,000円以上から、1,000円単位で決められます。

加入資格		拠出限度額
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の 自営業者とその家族、 自由業、学生等 ^{(*)1} 任意加入被保険者	月額 6.8万円 ^{(*)2} (年額81.6万円)
	企業年金等 ^{(*)3} に 加入していない方	月額 2.3万円 (年額27.6万円)
第2号被保険者	65歳未満の 会社員・公務員等	月額 2.0万円 ^{(*)4} (年額24.0万円)
	企業年金等 ^{(*)3} に 加入している方	月額 2.3万円 (年額27.6万円)
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の 専業主婦(夫)	月額 2.3万円 (年額27.6万円)

公的年金を受給された方(繰り上げ請求した場合を含む)、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、原則加入できません。

(*)1 農業者年金の被保険者、国民年金保険料の免除又は猶予を受けている方は加入できません(ただし、障害基礎年金を受給している方等は加入できます)。

(*)2 国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料と合算した金額です。

(*)3 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員制度のことを指します。

【厚生年金基金とは】

・国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付(DB)型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。

・現在は新規設立が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。

(*)4 iDeCoの拠出限度額(上限2万円)=月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)です。
企業型確定拠出年金の掛金が年単位拠出の場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入できません。

企業年金等に参加している方のiDeCo拠出限度額

第2号被保険者が確定給付型他制度^{(*)3}とiDeCoを併用する場合のiDeCoの拠出限度額は2万円です。

$$\text{iDeCoの拠出限度額(上限2万円)} = \text{月額5.5万円} - (\text{各月の企業型DCの事業主掛金額} + \text{他制度掛金相当額})$$

ただし、企業型DCの事業主掛金と他制度掛金相当額が高い場合、iDeCoの拠出限度額が減少または拠出できなくなることがあります。
詳細はお勤め先ご担当者、以下の加入条件を満たしているかご確認ください。

- 企業型DC・iDeCoの掛金が年単位拠出でないこと
- マッチング拠出を利用していないこと
- 拠出額が上限内であること

MUFGのiDeCoの特徴

MUFGの iDeCo新コース



運営管理
手数料0円

厳選された
商品ライン
アップ

お手続は**Webで完結**
運用管理も
アプリでカンタン

特徴
1

運営管理機関手数料が0円

運営管理機関手数料がどなたでもずっと無料です。
※ただし、国民年金基金連合会への手数料等はかかります。



特徴
2

厳選された商品ラインアップ

業界最低水準の運用コストをめざす
eMAXIS Slimシリーズを中心とした
商品をご用意。

運用商品一覧は
こちら



特徴
3

お手続きはWebで完結 運用管理もアプリでカンタン

お手続きはすべてWeb上で完結！
さらにアプリ「D-Canvas」でいつでもどこでも
資産残高の確認や運用商品の変更ができます。



ダウンロードはこちら(無料)



\\ D-Canvas の4つの「カンタン」機能 //

生体認証で 「カンタン」ログイン

いつでも、どこでもパスワードなしでログインできる

あなたのDC残高を 「カンタン」チェック

資産の「いま」と「これから」を確認できる

アプリのサポート機能で 「カンタン」運用

あなたにあった運用タイプを提案

商品購入・変更も 「カンタン」操作

いつでも、どこでも運用の商品が変更できる

※「iPhone」「App Store」は、米国およびその他の国々で登録されたApple Inc.の商標または登録商標です。「Android」「Google Play」は、Google LLCの商標または登録商標です。

運用開始までの3STEP



運用開始までは次の3STEPです。お申し込み手続きは、
原則Webで完結しますので、Web申し込みもご検討ください。



STEP 1 申し込む P7

Webまたは書面でお申し込みが可能です。

Webからの
カンタン申し込みは
こちら



- ☑ 申込手順は次ページをご覧ください
- ☑ Web申込なら押印・本人確認書類不要！
Webでカンタンに完結します

以下に該当する方はWebでお手続きいただけません。書面でのお申し込みになります。

- 国民年金の「任意加入被保険者」の方
- 65歳以上の方(移換のみの方は除く)
- 納付月と掛金額を月別に指定したい方
- 掛金の事業主払い(給与天引き等)をご希望の方
- 海外住所の登録をご希望の方
- 確定給付年金(DB)からの移換
- 運営管理機関の変更 等



STEP 2 始める P9

手続きの完了通知を確認して、いよいよスタートです！
(お申し込みから手続完了まで1~2ヵ月程度かかります)



STEP 3 運用する P11

運用開始後は、加入者専用Webやアプリ「D-Canvas」で
運用状況の確認や商品の見直しができます。

iDeCo加入者

加入申込・運用指図・資料請求



各種サービス・情報提供

掛金拠出



給付金の支払い

運営管理機関：三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行^(*)

- 申込受付・各種書類提出等
- 運用商品の選定・情報提供
- MUFG個人型コールセンター

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
三菱UFJ eスマート証券
● 案内および勧誘

NRK

- (日本レコード・キーピング・ネットワーク)
(記録関連運営管理機関)
- 加入者情報の記録・管理・通知
 - 運用指図のとりまとめ

運用指図
各種請求
業務委託

国民年金基金連合会

- 加入資格の確認
- 掛金の限度額管理

事務委託先金融機関^(*)

- 年金資産の管理

購入

売却

預金・投資信託等

(*)三菱UFJ銀行と三菱UFJ信託銀行が共同で運営しています。

(*)事務委託先金融機関は、三菱UFJ信託銀行と日本マスタートラスト信託銀行です。



STEP 1 申し込む

Webまたは書面でお申し込みが可能です。

本ガイドブックを参考に、制度概要や運用商品・手数料等について十分にご検討のうえ、お申し込みください。

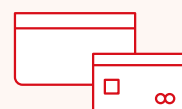
加入手続き（掛金を拠出する方）

お申し込みの事前準備

お申し込み前に、下記をご用意ください。

☑ 基礎年金番号

年金手帳等でご確認いただけます。



☑ 掛金引落口座情報

☑ お勤め先の年金加入状況確認（会社員・共済組合員等第2号被保険者のみ）

事前にお勤め先の企業年金等の状況を国民年金基金連合会作成のフローチャートで確認し、申込手続き時に該当のコードを選択してください。
※ご不明な場合、お勤め先の担当部署へご確認ください。

フローチャートは
こちら



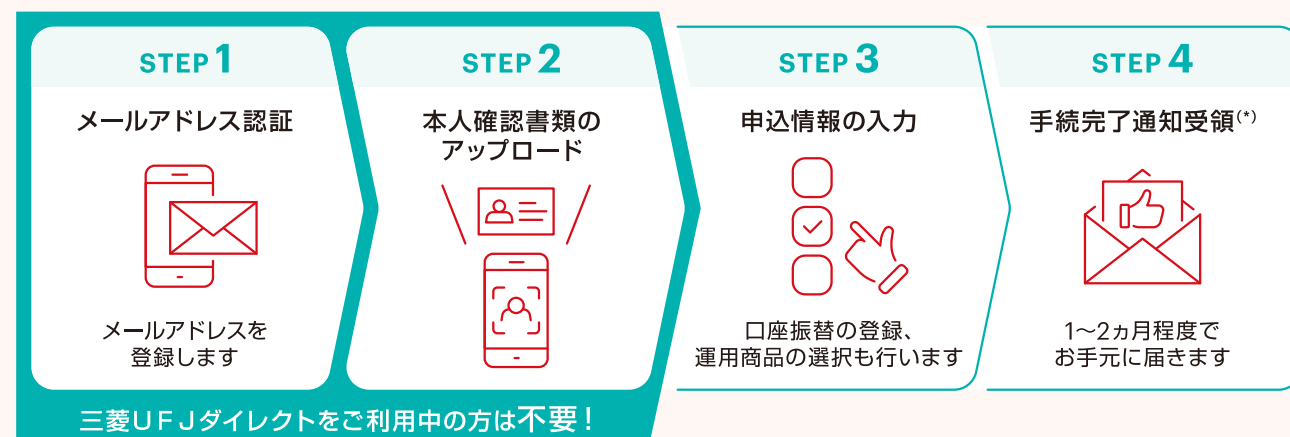
お手続きの流れ

不備があるとお手続きが遅延しますので、申込内容を必ずご確認ください。

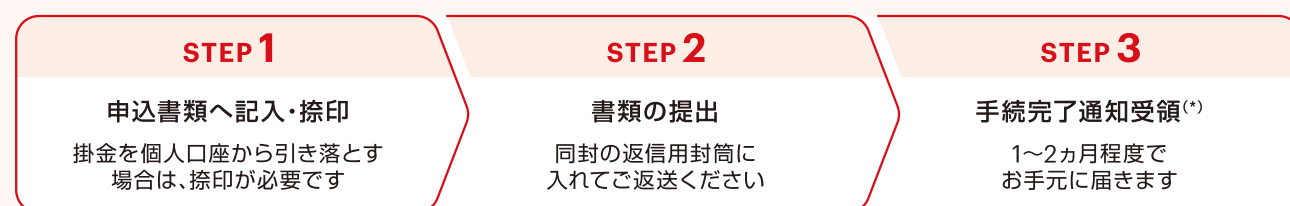
Webで申し込み

Web完結!

Web申込対象外の方は **P6** でご確認ください。



書面で申し込み



(*)国民年金基金連合会での書類審査があります。

移換手続（以前の確定拠出年金から資産を移し管理する方）

お申し込みの事前準備

お申し込み前に、下記をご用意ください。

☑ 基礎年金番号

年金手帳等でご確認いただけます。



☑ 確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ

または

☑ 確定拠出年金加入者資格喪失手続完了通知書（JIS&T）等

※以前お勤めされていた企業で所定の手続き（他の企業年金制度等から確定拠出年金への資産の移換等）が完了していない場合には、移換手続きが一時的に中断されるため時間がかかる場合があります。

移換申込時の留意点

- 移換手続完了まで1~2ヵ月程度かかります。ご記入内容に不備等がありますと、手続きが遅れることがありますのでご注意ください。
- 資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヵ月以内に金融機関の受付が完了しないと「自動移換（P17）」となります。不備が原因で受付が完了しないケースが多数発生していますので、余裕を持ってお申し込みください。

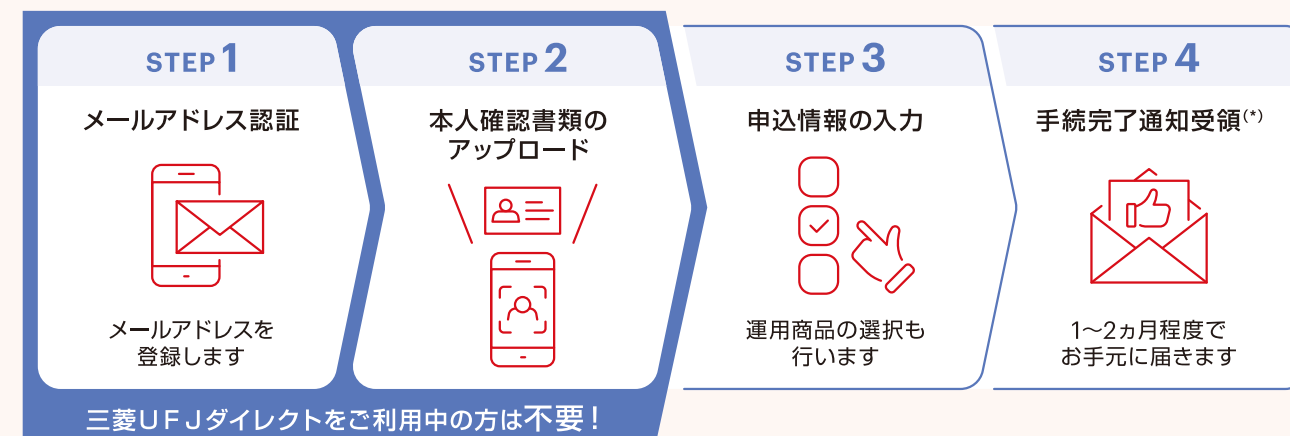
お手続きの流れ

不備があるとお手続きが遅延しますので、申込内容を必ずご確認ください。

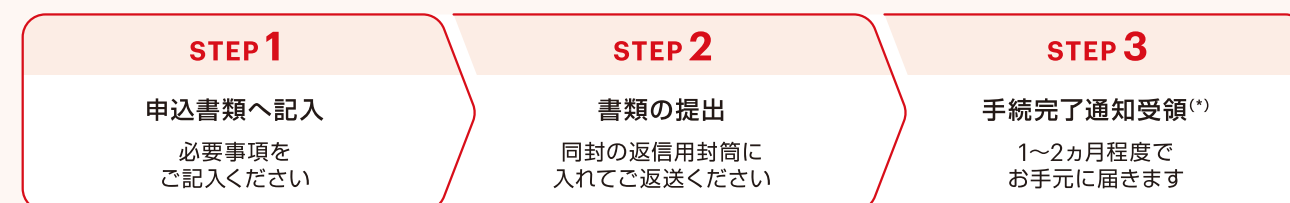
Webで申し込み

Web完結!

Web申込対象外の方は **P6** でご確認ください。



書面で申し込み



(*)国民年金基金連合会での書類審査があります。

申込書類の請求

書面でお申し込みいただく場合は、お手数ですが、下記コールセンターまでお電話ください。

MUFG個人型コールセンター
0120-138-401

受付
時間

平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00
日曜日・祝日・12/31~1/3等 ご利用いただけません。



STEP 2 始める

手続きの完了通知を確認して、いよいよスタートです！

手続完了のお知らせを確認する

お申し込みの結果、加入審査が承認されると、手続完了の通知等が郵送されます。
これにより運用指図等が可能になります。

加入手続きをされた方



iDeCoの加入にあたっては、国民年金基金連合会が加入申出者の資格や掛金限度額の確認を行います。加入手続きが完了し、加入者の資格を得ると下記の書類が送付されます。

移換手続きをされた方



お勤めされていた企業で所定の移換手続き(他の企業年金制度等から確定拠出年金への資産移換等)が完了すると下記の書類が送付されます。
手続きが完了していない場合には、移換手続きが一時的に中断されるため時間がかかる場合があります。

手続完了後の送付書類

国民年金基金連合会より



- ▶ 個人型年金加入確認通知書 または 個人型年金運用指図確認通知書
- ▶ 個人型年金規約
- ▶ 加入者・運用指図者の手引き
- ▶ 個人型年金移換完了通知書 **移換手続きの方のみ**

NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)より



- ▶ ユーザーID・商品登録完了のお知らせ
ユーザーIDと暗証番号はホームページやコールセンターを利用して運用指図等を行う際に必要となります。
通知書・ユーザーID・暗証番号は大切に保管してください。
- ▶ 個人別管理資産移換完了のお知らせ **移換手続きの方のみ**

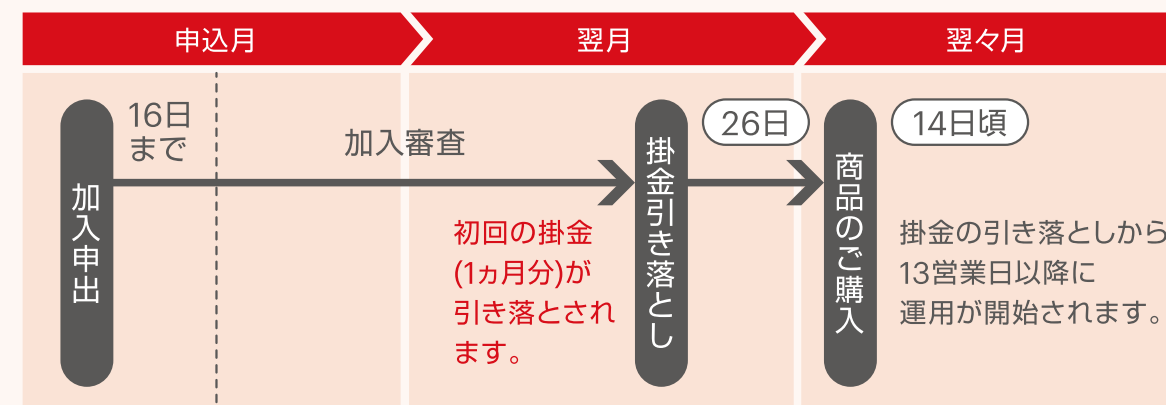
初回掛金の引き落とし月について

- 毎月26日(銀行休業日は翌営業日)に掛金が引き落とされます。
- 加入申出から掛金引き落としまで最長約2ヵ月(商品の運用開始まで最長約3ヵ月)かかります。
- 掛金を毎月定額で納付する場合、受付のタイミングによって初回引落月が変わります。

例 1

当行の受付が各月16日までの場合

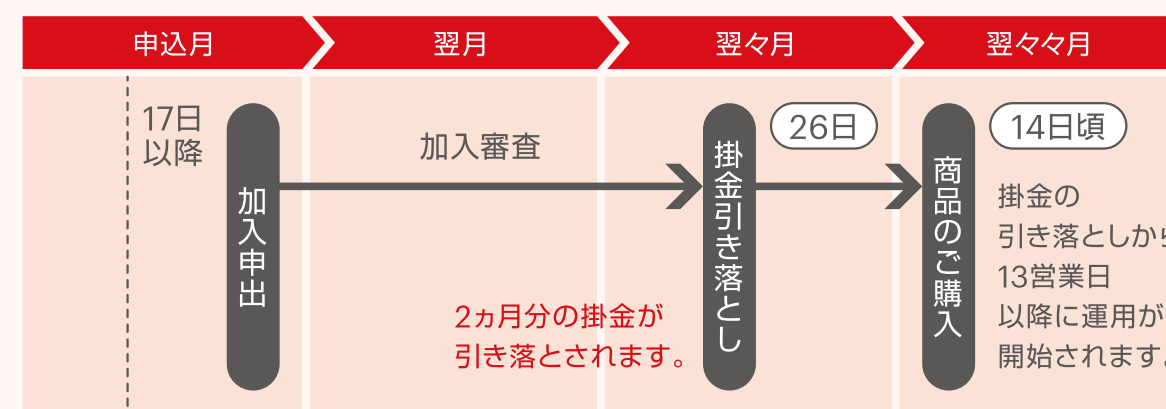
1ヵ月後の26日に初回の掛金(1ヵ月分)が引き落とされます。



例 2

当行の受付が各月17日以降の場合

2ヵ月後の26日に、加入月とその翌月の2ヵ月分の掛金が引き落とされます。



！ 注意点

- 上記は標準的なスケジュール例です。
- 国民年金基金連合会で、資格要件を満たさないと判定された方には「加入者資格不該当通知書」が郵送されます。
- 国民年金基金連合会で加入資格ありと確認された加入者の方の資格取得日は「当行で書類を受付した日」となります。ただし、ご記入内容に不備等がありますと、手続きが遅れることがあります。

運用金額について

毎回の掛金から加入者が負担する手数料が控除された金額が運用資金となります(引き落とされた掛金があるまま運用金額にならない点にご注意ください)。

口座振替されなかった場合

残高不足等により口座振替がされなかった場合、再振替や振込による掛金納付はできません。
当該月は掛金の納付がなかった扱いになります。また、掛金は前納や追納はできません。



STEP 3 運用する

運用開始後は、加入者専用Webやアプリで運用状況の確認や、運用商品の変更ができます。



初回ログインにはNRKのユーザーID・暗証番号が必要です。ユーザーID・暗証番号は、審査完了後にNRKより送付される「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」ハガキに記載されています。

加入者専用Web「わたしの確定拠出年金サポートサイト」

残高照会や運用状況の確認などのサービスがご利用いただけます。
運用商品預替や運用割合変更は、
加入者専用WebからNRK Webへ遷移して行います。

加入者専用
Webはこちら



加入者専用スマートフォンアプリ「D-Canvas」

いつでもどこでも資産残高の確認や運用商品の変更ができる加入者専用アプリです。
運用に不慣れな方向けの商品選択サポート機能もあり、
iDeCoをより身近に感じていただきながら将来の資産形成をサポートします。

ダウンロードはこちら(無料)



4つのカンタン機能

生体認証で「カンタン」ログイン
いつでも、どこでも
パスワードなしでログインできる

あなたのDC残高を「カンタン」チェック
資産の「いま」と「これから」を確認できる

アプリのサポート機能で「カンタン」運用
あなたにあった運用タイプを提案

商品購入・変更も「カンタン」操作
いつでも、どこでも運用の商品が変更できる

※画像はイメージです。

※DC残高とは確定拠出年金(DC)の残高を指します。 ※「Android」「Google Play」は、Google LLCの商標または登録商標です。

※「iPhone」「App Store」は、米国およびその他の国々で登録されたApple Inc.の商標または登録商標です。

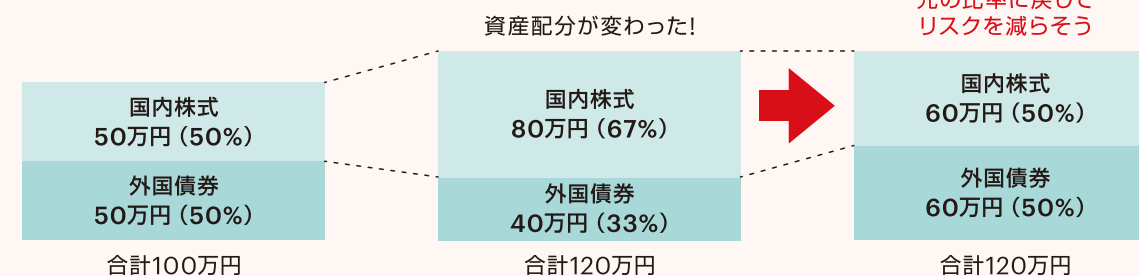
見直しのタイミング

〈運用開始後は定期的な「見直し」を行うことも大切です〉

価格変動等で資産配分が変わったとき

リバランス

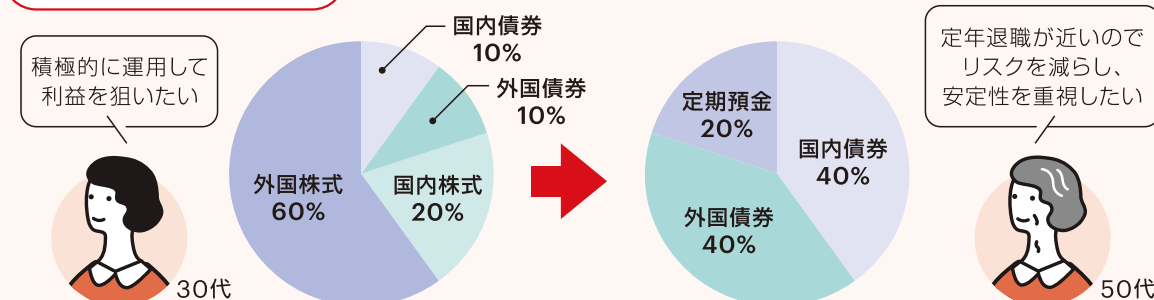
市場価値の変動の影響ですれてしまった資産構成比を見直して、元の計画どおりの資産構成比に戻します。



年齢・ライフステージに変化があったとき

リアロケーション

資産配分における前提条件を見直して、資産構成比を変更します。



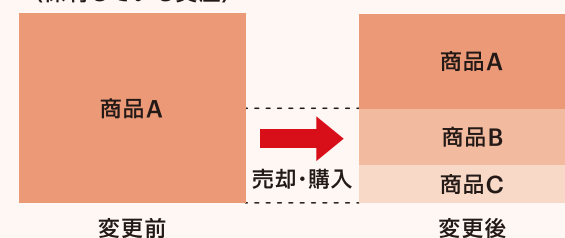
見直し手続き

〈加入者専用Webやアプリ、コールセンターにてお手続きいただけます〉

運用商品預替(スイッチング)

現在お持ちの商品の一部もしくは全部を売却し、
その売却資金で別の商品を購入するお手続きです。

■(例)商品Aの一部を売却して、商品Bと商品Cを購入
〈保有している資産〉



⚠ 注意点

運用商品預替と運用割合変更は連動していません。ある商品の運用をすべて中止し、他の商品に入れ替えたいときは、運用商品預替と運用割合変更の両方の手続きを行ってください。

運用割合変更

月々の掛金で積み立てる運用商品およびその配分
割合を変更するお手続きです。

■(例)毎月の掛金 10,000円



見直しをおまかせする

〈アプリの診断やおまかせ運用タイプの商品があります〉

- 加入者専用アプリ「D-Canvas」では、資産運用診断を実施し、診断結果に基づいた商品へ変更を行うことができます。
- お客さまご自身にリバランスやリアロケーションを行っていただく必要がなく、年齢や相場環境に応じて自動的に資産配分を変更するバランス型商品も複数用意しています。



給付金の受け取りについて



iDeCoで運用した資金は給付金として受け取れます。受取方法や受取期間が選べますので、諸条件についても確認しておきましょう。

老齢給付金

原則、60歳以降75歳までに受け取れます。税制優遇が適用され、一定金額までは税金がかかりません。

一時金として受け取る



受給開始時に全額または一部を一時金として受け取ることができます。
また、年金として受給を開始した後5年を経過すれば、残りの金額を一時金として請求することもできます。
お受け取りまで1～2ヵ月程度かかります。移換手続後の請求はお受け取りまで6ヵ月程度かかります。

受け取り時の注意事項

老齢給付金を一時金で受給する場合、一時金を受給する年および前年より19年以内に別途受け取った退職金等があれば退職所得控除額の調整が行われるため、当該退職金等に係る「退職所得の源泉徴収票」のコピーの提出が必要です。**過去に受領した「退職所得の源泉徴収票」は大切に保管していただき、紛失した場合には発行元企業に再発行を依頼してください。**

年金として受け取る



支給期間を指定する方法のほか、受給手続時に利率保証型生命保険を選択すれば、全額または一部を終身年金、確定年金として受け取ることもできます。
※生命保険会社の年金商品を購入します。プランやコースによっては年金商品が用意されていない場合があります。

【支払い月を選ぶ】年金で給付を受ける場合、支払い月は以下の中からお選びください。

年1回	12月	年4回	3月、6月、9月、12月
年2回	6月、12月	年6回	2月、4月、6月、8月、10月、12月
年3回	4月、8月、12月	年12回	毎月

※給付金の支給日は支払い月の15日(金融機関休業日の場合は前営業日)です。

【年金の給付について】

支給期間	5年以上20年以下の範囲内で指定することができます。 ただし、利率保証型生命保険においては上記の支給期間によらず、確定年金は5・10・15・20年の中から、また終身年金を選択することもできます。
年金給付金の受取額	年金給付金の受給を申し出た時の個人別管理資産の2分の1に相当する額を超えず20分の1を下回らない範囲で年間の受取額を指定できます(終身年金、確定年金の受取額を除きます)。
加入期間と老齢給付金の受取開始年齢の関係	60歳から老齢給付金を受け取れるのは、その時点で加入期間が10年以上ある場合(他の企業年金制度からの引継期間を含む)です。10年未満の場合は加入期間に応じて受取開始年齢が引き上げられます(くわしくは、P.22をご覧ください)。
運用商品の売却順序	個人別管理資産額における各運用商品の保有比率に基づき売却を行います。

※年金受給者に関する手数料は、P.16をご覧ください。

【年金給付額の算定方法の変更】

老齢給付金	個人別管理資産額が過少になったことで、支給予定期間にわたって支給を受けることが困難となった場合、1回に限り変更ができます。
障害給付金	年金給付開始月から起算して5年ごとまたは個人別資産が過少になったことにより、支給予定期間にわたって支給を受けることが困難となった場合は、その都度変更できます。

脱退一時金の受給要件について

以下の要件すべてを満たす場合に脱退一時金を受け取ることができます。お受け取りまで2～3ヵ月半程度かかります。

① 2017年1月1日以降に加入者資格を喪失

1. 60歳未満であること
2. 企業型DCの加入者でないこと
3. iDeCoに加入できない者であること
4. 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
5. 障害給付金の受給権者でないこと
6. 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること
または個人別管理資産の額が25万円以下であること
7. 最後に企業型DCまたはiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

※上記1～7のいずれにも該当する必要があります。

※上記3の「iDeCoに加入できない者」とは以下の方になります。

- 国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方
- 日本国籍を有しない海外居住の方
- DB等の他制度に加入する者(企業型DCに加入する者を除く)であって、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低額(5千円)を下回る方

② 2016年12月31日以前に加入者資格を喪失

1. 継続個人型年金運用指図者、以下の条件を両方とも満たしていること
 - 企業型DCの加入者資格喪失後、企業型DCの運用指図者またはiDeCoの加入者となることなくiDeCoの運用指図者となった方
 - iDeCoの加入者となる資格を有しつつ、その申し出をした日から起算して2年経過している方
2. 確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
3. 通算拠出期間が1ヵ月以上3年以下、または個別管理資産額が25万円以下であること
4. 継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと
5. 企業型DCの加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと

※条件を満たせば、iDeCoに移換せず企業型DCから直接脱退できる場合もございます。
企業型DCの運営管理機関もしくは記録関連運営管理機関(レコードキープング会社)にお問い合わせください。

もしものときも安心

万一の際は、「障害給付金」と「死亡一時金」で受け取ることが可能です。

障害給付金

▶ 傷病によって一定以上の障害状態になっている場合、請求により受給できます。
お受け取りまで1～2ヵ月程度かかります。移換手続後の請求はお受け取りまで6ヵ月程度かかります。

死亡一時金

▶ 死亡したときに、遺族が一時金として受け取ることができます。また、年金を受給中に死亡した場合も、遺族が一時金として受け取ることができます。お受け取りまで3ヵ月程度かかります。

手数料について

iDeCoの事務手数料は以下の通りです。

加入時・移換時の初回手続き手数料

(消費税込)

種類	お支払先	金額 ^(*1)
初回手続き手数料	国民年金基金連合会	2,829円

(*1) 運用指図者は企業型DCからの移換時のみ必要です。

加入に関する手数料

加入者とは、iDeCoで掛金を拠出する方をいいます。

加入者は以下の手数料が必要です。

(消費税込)

種類	お支払先	月額	お支払方法	お支払時期
事務手数料 ^(※2)	国民年金基金連合会	105円	毎回の掛金から控除 (1回あたり)	毎回の掛金の 口座引落時
資産管理手数料 ^(※3)	事務委託先金融機関	66円	毎回の掛金から控除 (1ヵ月あたり)	
運営管理機関手数料 ^(※4)	運営管理機関 (三菱UFJ銀行)	0円		
合 計		171円		

運用指図に関する手数料

運用指図者とは、掛金の拠出をせず、これまで積み立てた資産の運用指図のみを行う方をいいます。
運用指図者は以下の手数料が必要です。

(消費税込)

種類	お支払先	月額	お支払方法	お支払時期
資産管理手数料 ^(※3)	事務委託先金融機関	66円	年金資産の一部を 売却して 手数料に充当	毎年3月 (前々年12月～前年11月)
運営管理機関手数料 ^(※4)	運営管理機関 (三菱UFJ銀行)	0円		
合 計		66円		

(*2) 国民年金基金連合会が行う、掛金の収納等の事務にかかる手数料をいいます。「納付月と金額を指定して納付する方法」を選択した場合は、収納1回あたりの手数料です。

(*3) 事務委託先金融機関が行う、積立金の管理等に関する事務にかかる手数料をいいます。

(*4) 運営管理機関が行う、運用商品の選定、資産運用に関する基礎的な資料ならびに運用商品に関する情報の提供等、および個人ごとの積立金の記録・保存等の事務にかかる手数料をいいます。運営管理機関ごとに月額料金が異なります。

給付に関する手数料

給付とは、老齢、障害、死亡時に年金または一時金を受け取ることをいいます。
給付の際には以下の手数料が必要です。

(消費税込)

種類	内容	金額
給付事務手数料	事務委託先金融機関が行う給付の事務に係る手数料	440円／1回

還付に関する手数料

還付とは、納付された掛金が、以下のいずれかに該当する場合、当該掛金に相当する額を加入者等へ返還することをいいます。還付の際には、以下手数料が必要です。
①国民年金の保険料を納付していない月の分として拠出されたとき
②加入者の資格を有しない方が拠出をしたとき
③法令および個人型年金規約に定める限度額を超えて拠出をされたとき

(消費税込)

種類	内容	金額
還付事務手数料	国民年金基金連合会が行う還付の事務に係る手数料	1,048円／1回
	事務委託先金融機関が行う還付の事務に係る手数料	440円／1回

脱退に関する手数料

脱退とは、脱退一時金の受給要件を満たして脱退一時金の請求を行い、制度から脱退することをいいます。
脱退の際には、以下の手数料が必要です。

(消費税込)

種類	内容	金額
脱退事務手数料	特定運営管理機関が行う脱退の事務に係る手数料 (企業型DCの資格喪失者がiDeCoへの資産を移換すると同時に脱退する場合)	4,180円／1回 ^(*5)
	事務委託先金融機関が行う脱退一時金給付の事務に係る手数料 (iDeCoの加入者または運用指図者が脱退する場合)	440円／1回

(*5) やむをえず脱退一時金を海外に送金する場合の手数料は11,000円(消費税込)です。

注意事項
● 上記手数料は2026年3月現在のものです。今後変更となる場合がありますのでご了承ください。 ● 初回手続き手数料と移換事務手数料の両方が請求されることはありません。 ● iDeCoへの移換と同時に加入申出を行う場合、手続きのタイミングによっては、移換事務手数料が移換される個人別管理資産から控除される場合と、初回掛金から控除される場合があります。 ● 運営管理機関手数料は、運営管理業務の一環として、記録関連運営管理機関(NRK)の行う事務にかかる手数料が含まれます。 ● お客さまの口座残高の不足等により、掛金の拠出がなされなかった場合は、国民年金基金連合会では掛金の再請求をいたしませんので当該月の手数料は徴収されません。一方、運営管理機関手数料、資産管理手数料につきましては、拠出の有無にかかわらず必要となります。掛金の拠出がある場合は掛金から、拠出がない場合はP.15に記載の方法により、お支払いいただけます。

留意事項：自動移換について

手続きを行わないと手数料がかかります

企業を退職された際に企業型DCに個人別管理資産のある方が、その資産をiDeCoまたは他の企業型DCに移換するか、脱退一時金の請求を6ヵ月以内に行わないと、その資産は現金化され、国民年金基金連合会に自動的に移換されます^(*)。自動移換された場合、資産運用されずに特定運営管理機関手数料や国民年金基金連合会手数料が資産額から控除されることになりますのでご注意ください。その後移換手続きを行う際は、通常必要となる手数料もかかります。

(*) 確定拠出年金法第83条に基づく対応、ただし、2018年5月以降は次の条件に該当する方は、資産が本人の他の確定拠出年金に移換される場合があります。
①他の企業型DCの加入者(であった方) ②iDeCoの加入者または運用指図者

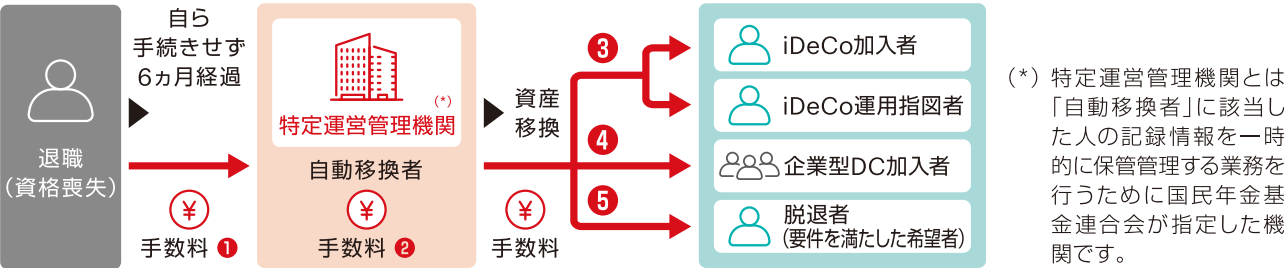
自動移換にならないための手続き

移換手続きは、企業型DC加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヵ月以内に行わなければなりません。
加入者資格喪失日:退職日の翌日 **6ヵ月間の起算日**:加入者資格喪失日の属する月の翌月1日

自動移換のデメリット

- 加入者でも運用指図者でもない「自動移換者」となり、その間は**運用することができない**。
- 自動移換の期間は確定拠出年金の加入期間とはみなされないため、**受取開始の時期が遅くなる可能性がある**。
- iDeCoまたは企業型DCに移換しなければ、**老齢給付金等が受け取れない**。
- さまざまな**手数料がかかります**運用資産から控除される。

自動移換で生じる手数料



※ 個人別管理資産が0円の方からは上記手数料はいただきません。

自動移換にかかる手数料

自動移換にかかる手数料は下記の通りです。	支 払 先		
	特定運営管理機関	国民年金基金連合会	合 計
自動移換される際の手数料(自動移換時手数料)	3,300円	1,048円	4,348円 ①
自動移換されている間の手数料(管理手数料)	58円／月 ^(*)	40円／月	98円／月 ②

(*) 自動移換されてから4ヵ月経過すると手数料がかかります。年1回 3月末に年度分がまとめて資産から控除されます。
※2026年3月分までの「自動移換されている間の手数料(管理手数料)」は特定運営管理機関向けに52円／月だけかかります。

自動移換後に手続きをする際の手数料

自動移換後に手続きをする際の手数料は下記の通りです。	支 払 先		
	特定運営管理機関	国民年金基金連合会	合 計
iDeCoに資産を移換(移換手数料)	550円 ^(*)	2,829円	3,379円 ③
企業型DCに資産を移換(移換手数料)	550円 ^(*)	-	550円 ④
脱退一時金を受け取る(裁定手数料)	4,180円 ^(*)	-	4,180円 ⑤

(*)1) 2026年3月末までは1,100円となります。移管先の金融機関によっては別途手数料がかかる場合があります。
(*)2) やむをえず脱退一時金を海外送金する場合の手数は11,000円(消費税込)です。

諸変更があったときのお手続き

ご加入後に以下の諸変更があった場合には、届出が必要になります。
一部Webでのお手続きが可能です。
書面でのお手続きについては
ホームページから書類を印刷いただきご提出ください。

諸変更のお手続きについて ▶
くわしくはこちら

- **氏名・住所を変更するとき**
銀行口座の変更手続きと別に、iDeCoの氏名・住所変更手続きが必要です。
- **ご加入者が掛金額を変更したいとき**
- **ご加入者の被保険者資格の種別が変更になったとき**
会社員だった方が自営業者になった等
- **ご加入者が掛金の引落口座や金融機関を変更したいとき**
- **ご加入者が資格喪失事由に該当したとき**
- **60歳に達した第2号被保険者(会社員・公務員)、および任意加入被保険者(日本国籍を有する海外居住者等)の方が、拠出を停止したいとき**
60歳到達時、拠出は停止しません
- **ご加入者のお勤め先が変わったとき**
- **ご加入者が掛金拠出を停止したいとき**
- **企業年金等他制度の加入状況に変更があったとき**

※国民年金の保険料に未納が判明した場合や、ご自身の加入資格の状況に変更があったにもかかわらず、手続きをしなかった場合には、掛金の還付(返還)、又は一時停止となることがあります。

「小規模企業共済等掛金払込証明書」発送日程

確定申告や年末調整で所得控除を申請する際に必要な「小規模企業共済等掛金払込証明書」は、下記スケジュールで国民年金基金連合会より発送されます。事業主払込、掛金拠出のない場合は発送されません。

〈発送スケジュール〉

加入時期により発送時期が異なります。各種の諸変更手続き等を行った場合で、前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合、追加発行となります。

発行種類	対象となるお客さま	発送予定日
一括発行	● 当年1月から9月までに掛金の払込実績がある方 ● 月別指定で掛金の初回拠出を10月以降に設定している方	10月下旬
追加発行①	● 当年10月に初回掛金の払込実績がある方 ● 月別指定で当年10月に加入者登録された方(9月三菱UFJ銀行受付) ● 前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	11月下旬
追加発行②	● 当年11月に初回掛金の払込実績がある方 ● 月別指定で当年11月に加入者登録された方(10月三菱UFJ銀行受付) ● 前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	12月下旬
追加発行③	● 当年12月に初回掛金の払込実績がある方 ● 前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合(12月26日の引落が出来なかった場合等)	1月下旬

よくあるご質問(FAQ)

お問い合わせの前にご確認ください。

Q1 加入者と運用指図者はどう違うのですか？

A1 iDeCoの加入者とは、掛金を自ら拠出する人をいいます。加入資格を有しなければ加入者になれませんが、加入資格を有しても必ずしも加入者になる必要はありません。運用指図者とは、掛金を拠出せず今までの年金資産の運用指図のみを行う人をいいます。なお、途中で加入者から運用指図者へ変更することも可能です。運用指図者も今後の状況に応じて加入者の資格を満たせば加入者へ変更することは可能です。加入資格については **P4** をご覧ください。

Q2 なぜ確定拠出年金制度は積み立てた費用を60歳まで受け取ることができないのですか？

A2 確定拠出年金制度は、国民の高齢期における所得の確保にかかる自主的な努力を支援し、公的年金を補完することを目的として導入されました。そのため、以下のようなメリットがあります。

- ① 掛金の拠出や運用益等に税制優遇措置がある
- ② 運用により資産を増やすことができる
- ③ 受給権が確保されている
- ④ ポータビリティがある(持ち運びができる)

一方で、当制度はあくまでも年金であり、貯蓄とは異なるため、原則として60歳に到達するまで途中で年金資産を引き出すことができません。なお、脱退一時金は、年金資産が少額である等、確定拠出年金法等に定める要件をすべて満たす方はこのメリットを十分享受できないために例外的に認めるという取り扱いとなっています。

Q3 なぜiDeCoは手数料がかかるのですか？

A3 iDeCoの制度運営においては、国民年金基金連合会や記録関連運営管理機関等さまざまな機関が携わっています。当行は運営管理機関として国民年金基金連合会から業務委託を受け、そのうち記録関連運営管理業務やコールセンター業務、事務代行業務を別会社に再委託しています。国民年金基金連合会では、年金資産の分別管理や掛金の受入等の管理業務を信託銀行に事務委託しています。そのためiDeCoでは、国民年金基金連合会、運営管理機関および事務委託先金融機関が制度運営にかかる手数料を受け入れています。なお、運営管理機関手数料は金融機関によって異なり、一律ではありません。

Q4 手数料の支払方法は？手数料で資産がマイナスになることはありますか？

A4 加入者は毎月の掛金から手数料を控除して支払います。運用指図者は毎年1回年金資産の一部を売却して手数料に充当します。もし、その結果資産残高がなくなった場合は手数料の請求はありません。

Q5 企業型DCで積み立てた資産を現金化する際、自分のタイミングで売却したいのですが、日時指定は可能ですか？

A5 売却時期はご指定いただけません。企業型DCの年金資産は、移換手続書類の受付時点で現金化されるわけではないため、移換期間中は投資信託等は価格変動リスクが発生します。企業型DCをiDeCoへ移換する前に、元本確保型商品に預け替えし、移換の間の価格変動リスクを極力減らすこともご検討ください。

Q6 企業型DCからiDeCoへの移換手続きに1～2ヵ月程度かかると思いますが、なぜ時間がかかるのですか？

A6 企業型DCからiDeCoへの移換手続きには、移換元企業との情報のやりとりなどさまざまな企業等が関与し、多くの手順を踏むため、移換手続き完了まで1～2ヵ月程度の時間をいただいています。

Q7 掛金の納付方法について教えてください。

A7 ●掛金の納付方法には「毎月定額」と「年単位拠出(あらかじめ決めた任意の月にまとめて納付)」があります。
●第2号加入者で「年単位拠出」により納付できるのは企業年金等他制度がない方のみです。
●第1号、第3号加入者は本人名義の預金口座からの口座振替となります。
●第1号加入者がiDeCoの掛金を納めるためには、国民年金の保険料の納付があることが前提となります。国民年金の保険料を納付していない月の掛金は後日還付されますが、その際手数料が徴収されます。
●第2号加入者は①事業主払込、②個人払込いずれかの方法を選択できます。
●加入者資格喪失届の提出があった場合、資格喪失日を確認し、資格喪失日以降に拠出した掛金は後日還付されます。その際手数料が徴収されます。

Q8 iDeCoの掛金額を変更することはできますか？

A8 掛金の額は、毎年12月分から翌年11月分(1月26日引き落とし分から12月26日引き落とし分)までの間で1回のみ変更することができます。なお、被保険者種別変更時の掛金額変更は回数に含まれません。

Q9 iDeCoの掛金拠出を止めることはできますか？

A9 受付金融機関に「加入者資格喪失届」を提出することにより、掛金の拠出を停止することが可能です。運用指図者になった後、掛金の拠出を再開することはできますが、その際は改めて加入者となるための手続きが必要になります。

Q10 iDeCoの所得控除について教えてください。

A10 iDeCoの掛金や企業型年金のマッチング拠出における従業員拠出部分は全額が所得控除の対象となります。「小規模企業共済等掛金控除」の一種で、社会保険料控除や生命保険料控除とは別枠の税制優遇になります。なお、掛金を配偶者の所得から控除することはできません。個人払込を選択している場合、掛金額を証明する書類として「小規模企業共済等掛金払込証明書」が10月下旬以降にご自宅宛てに送付されます。年末調整もしくは確定申告の際に必要な書類です。なお、当年9月までに掛金の払込実績がない場合、発送予定が順次繰り下がります。証明書の発送スケジュールは、**P18** をご確認ください。

個人情報利用目的

当行における個人情報・個人番号・特定個人情報のお取り扱いについて、
以下に公表いたします。

個人情報の利用目的

当行は、お客さまの個人情報を、以下の❶の業務において、以下の❷の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

❶ 当行の業務

- ❶ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ❷ 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、クレジットカード業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ❸ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

❷ 利用目的

- ❶ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ❷ 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ❸ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ❹ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ❺ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ❻ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ❼ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ❽ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ❾ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ❿ ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含む)
- ⓫ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため(お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含む)
- ⓬ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⓭ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、銀行法施行規則第13条の6の6等の規定に基づき、当行は、個人信用情報機関から提供を受けたお客さま(資金需要者)の借入返済能力に関する情報については、お客さまの返済能力の調査以外の目的のためには利用もしくは第三者提供いたしません。同様に、銀行法施行規則第13条の6の7等の規定に基づき、当行は、業務を行う際に知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

当行は、お客さまの個人番号・特定個人情報(以下、特定個人情報等といいます)を、以下の❸の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
お客さまから直接書面に記載されたご本人の特定個人情報等を取得する場合、あらかじめ利用目的を明示いたします(法令に明示の必要なしと規定されている場合を除く)。それ以外の方法で特定個人情報等を直接取得する場合、およびご本人以外の方等から間接的に特定個人情報等を取得する場合についても、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、当行は、特定個人情報等について、同法で認められた利用目的以外の目的のためには取得、利用もしくは第三者提供いたしません。

❸ 特定個人情報等の利用目的

- ❶ 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- ❷ 生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ❸ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ❹ 信託取引に関する法定書類作成事務のため
- ❺ 金地金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ❻ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ❼ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ❽ その他法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- ❾ 預貯金口座付番に関する事務のため
- ❿ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⓫ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務のため
- ⓬ ❶から❿までに関連する事務のため

最新情報は
こちらから
ご確認ください



以上

重要なお知らせ

iDeCoをお申し込みいただく前に、下記についてご確認ください。

❶ 原則、60歳まで引き出し(中途解約)ができません

脱退一時金を受け取れるのは一定の要件を満たす方に限られます(くわしくは **P14** をご覧ください)。

❷ ご本人の判断で商品を選択し運用する自己責任の年金制度です

- 確定拠出年金制度では、ご加入されるご本人が自らのご判断で、商品を選択し運用を行いますので、運用結果によっては受取額が掛金総額を下回ることがあります。
- 当行から特定の運用商品の推奨はできません。

❸ 運用商品の主なリスクについて

- 預金は元本確保型の確定利回り商品です。預金は預金保険制度の対象となります。
- 当行のiDeCoで取り扱う保険は元本確保型商品です。ただし、運用商品を変更する目的で積立金を取り崩す場合は、市中金利と残存年数等に応じて解約控除が適用されるため、結果として受取金額が元本を下回る場合があります。
- 投資信託は価格変動商品です。預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。運用実績は市場環境等により変動し、元本保証はありません。また、当行でお取り扱いする投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 預金、保険および投資信託は異なる商品であり、それぞれリスクの種類や大きさは異なります。

❹ 初回手続き時、運用時、給付時等で、各種手数料がかかります

- iDeCoには、初回手続き手数料・毎月の事務手数料・資産管理手数料・運営管理機関手数料・給付事務手数料等がかかります。
- 手数料は、加入者となられる方は毎月の掛金から、運用指図者となられる方は積立金から控除されます。年金でお受け取りになられる方は給付額から控除されます。くわしくは **P15** をご覧ください。

❺ 60歳になっても受け取れない場合があります

- 50歳以上60歳未満で加入した場合等60歳時点で通算加入者等期間^(*)が10年に満たない場合は、受給可能年齢が引き上げられます。(右図の通り)
- 60歳以上で新規加入した場合は、加入から5年経過後に受給可能となります。

(*) 通算加入者等期間は、iDeCoおよび企業型DCにおける加入者・運用指図者の期間の合算となります。

【加入期間と老齢給付金の受取開始年齢】

通算加入者等期間	受給開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1ヵ月以上2年未満	満65歳